平成２８年（フ）第２９３号
神奈川県川崎市中原区下小田中５丁目７番１号　パルティーレ武蔵中原　202、開始決定時の住所静岡県沼津市玉江町５番８号、前住所静岡県沼津市大手町１丁目４番６号　ベルボヌール103
破産者　佐野　吉宏
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
静岡県富士市原田74番地の６、開始決定時の住所静岡県富士市浅間上町11番10号
破産者　佐野　貴江
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３８号
静岡県富士市厚原2286番地の１シティハイツ伊藤206号
破産者　小代田慎一
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８２号
静岡県富士市今泉3264番地の１　パルトネールⅡ－106号、開始決定時の住所静岡県富士市今泉3111番地の３　ＳＱＵＡＲＥ　ＯＮＥ　101号
破産者　加藤　亮介
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７６１号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　２号棟501号室
破産者　片山　澄代
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３９号
愛知県知多郡美浜町大字奥田字海道田112番地６
破産者　原　博明
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９５号
愛知県大府市追分町６丁目238番地
破産者　鮫島　仁志
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１３号
愛知県大府市共栄町８丁目４番地の３　共和１ＲＭ102号
破産者　一色　盛人
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字大山96番地１　メゾン大山201
破産者　菊地　浩一
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３９号
愛知県あま市甚目寺山王41番地　ブルーム山王102号
破産者　花笹こと　松本　孝子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７１号
愛知県春日井市柏井町５丁目87番地　シャトレ愛松春日井Ｖ404号
破産者　落　郁朋
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３７号
名古屋市天白区元植田１丁目2503番地　ヒルズシンフォニー102号
破産者　名古屋工機こと　榊原　智光
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３９号
名古屋市南区宝生町１丁目42番地　アトラスＡ203号
破産者　木村　翔太
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４７号
名古屋市中川区西日置２丁目12番１号、開始決定時の住所名古屋市中村区畑江通７丁目22番地の１　プログレッソ岩塚505号
破産者　葛西　浩
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７１２号
大阪市淀川区十三本町１丁目20番11―302号
破産者　大江　真
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１０号
大阪府枚方市長尾元町１丁目11番24号、前住所東京都目黒区下目黒２丁目２番２―214号パークキューブ目黒タワー
破産者　木村　正人
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２５号
和歌山市鳴神985番地４　アヴァンセ21　207、開始決定時和歌山市鳴神780番地９
破産者　壷井　康志
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０号
大阪府東大阪市徳庵本町６番５号ロータリーマンション稲田303号、開始決定時大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　小阪病院内
破産者　木下真由美
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部